



「国税不服審判所の役割と国税不服申立制度の改正」に関する研修会(第1部)、「国税不服審判所任期付審判官採用説明会『先輩弁護士に聞く～国税不服審判所の執務とは?～』」(第2部)を開催しました

行政連携センター運営委員会 委員 渡邊 裕美

## 1. 開催の概要

平成28年10月6日(木)午後6時から、大阪弁護士会館1203会議室にて、「国税不服審判所の役割と国税不服申立制度の改正」に関する研修会(第1部)と、国税不服審判所任期付審判官採用説明会「先輩弁護士に聞く～国税不服審判所の執務とは?～」(第2部)を開催いたしました。

当日は、黒野功久所長、平松亜矢子審判官、山田純也審判官をはじめとする、大阪国税不服審判所の皆様にご出席をいただき、非常に充実した交流の場を設けることができました。

## 2. 第1部(研修会)の概要

第1部では、まず、黒野所長からご説明をいただきました。国税不服審判所の歴史、税務行政部内における公正な第三者的機関としての国税不服審判所の役割や特色等についてお話いただいた後、平成26年6月の行政不服審査法及び国税通則法(不服審査部分)の改正による、国税不服申立制度の改正の趣旨と概要についてお話いただきました。

次に、平松審判官及び山田審判官から、国税通則法改正後の審査請求の流れについてご説明をいただきました。公表裁決を素材として、当事者主義、口頭主義をとる裁判所との違い、及び、手続上の注意点を明らかにしていただきながら、審査請求人が審査請求書を提出して以降の審理の進み方について解説していただきました。

そして、質疑応答の時間では、裁判所の手続との具体的な違いについて(例えば、証拠の謄写の仕方や反論書の提出期限等について)、多数の質問がなされました。



## 3. 第2部(採用説明会)の概要

第2部では、平松審判官及び山田審判官からご説明をいただきました。国税不服審判所での執務の概要や業務の面白さ、任期付審判官に求められる役割、弁護士ご出身でおられる両審判官の任期付審判官への志望動機、弁護士としてのご経験がどのように活かされているかなどについて、質疑応答を交えながら、国税不服審判所や任期付審判官の執務についての詳細なお話を聞かせていただきました。

## 4. さいごに

平成28年4月1日から施行されている改正・国税不服申立制度により、納税者が国税不服審判所を利用しやすくなり、納税者の代理人として審査請求手続に携わるなど、弁護士が活躍する場面がでてくると思います。

少しでも国税不服審判所任期付審判官や国税不服申立制度等に関心をお持ちになりましたら、積極的に携わっていただきたいと思います。

■自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先  
大阪弁護士会行政連携センター  
電話 06-6364-1681  
(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。)